

青森県報

号外第六十四号

令和三年
七月二日
(金曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則二一一(人事委員会議事規則)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……一
- 人事委員会告示五十四第一号(勤務条件の措置要求の手続に関する提出書類の書式例)の一部改正……………(同) ……二
- 人事委員会告示五十四第二号(不利益処分についての審査請求に関する提出書類の書式例)の一部改正……………(同) ……三
- 人事委員会告示五十四第三号(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する提出書類の書式例)の一部改正……………(同) ……三

人事委員会

人事委員会規則二一一(人事委員会議事規則)等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二一一(人事委員会議事規則)等の一部を改正する規則

(人事委員会規則二一一(人事委員会議事規則)の一部改正)

第一条 人事委員会規則二一一(人事委員会議事規則)の一部を次のように改正す

る。

第七条中「押印」を削る。

(人事委員会規則二一一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部改正)

第二条 人事委員会規則二一一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「し、措置要求をする職員(以下「要求者」という。)(が記名押印)を削り、同項第一号中「要求者」を「措置要求をする職員(以下「要求者」という。)(に改める。

第十一条第二項中「押印」を削る。

(人事委員会規則二一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部改正)

第三条 人事委員会規則二一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「し、審査請求人が記名押印」を削る。

第二十条第二項及び第二十二條第二項中「押印」を削る。

第三十四條第二項中「押印」を削る。

第三十七條第三項中「し、再審査の請求をしようとする者が記名押印」を削る。

(人事委員会規則二一一四(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則)の一部改正)

第四条 人事委員会規則二一一四(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「し、審査請求をする者(以下「請求者」という。)(が記名押印)を削り、同項第四号中「請求者」を「審査請求をする者(以下「請求者」という。)(に改める。

第八条第二項中「押印」を削る。

(人事委員会規則一四一二(職員団体の登録等に関する規則)の一部改正)

第五条 人事委員会規則一四一二(職員団体の登録等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊟」を削る。

第二号様式及び第三号様式中「㊟」及び「㊞」を削る。

第四号様式から第六号様式までの規定中「㊟」を削る。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㉔」を削る。

人事委員会告示三第三号

昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第二号（不利益処分についての審査請求に関する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

令和三年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

様式第一号から様式第十一号までの規定中「㉔」を削る。

様式第十二号中「㉔」及び「㉕」を削る。

様式第十三号及び様式第十四号中「㉔」を削る。

人事委員会告示三第四号

昭和五十四年三月二十九日人事委員会告示五十四第三号（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

令和三年七月二日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

様式第一号から様式第四号までの規定中「㉔」を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円